

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 一般精神障害者医療費助成事業（第4条－第15条）

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業（第16条－第26条）

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業（第27条－第33条）

第5章 雑則（第34条－第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 この規則により行われる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般精神障害者医療費助成事業
- (2) 後期高齢者精神障害者医療費助成事業
- (3) 精神通院精神障害者医療費助成事業

（定義）

第3条 この規則において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この規則において「助成金」とは、前条各号に掲げる事業による医療費に係る助成金をいう。

3 この規則において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局その他医療機関をいう。

第2章 一般精神障害者医療費助成事業

（助成要件）

第4条 第2条第1号に掲げる事業（以下「一般事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

（住所地特例）

第5条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一般事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）により医療費の助成を受けることができる者（同条例第1条の2第3号に規定する就学児（以下「就学児」という。）を除く。）

(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）により医療費の助成を受けることができる者

(3) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）により医療費の助成を受けることができる者

（助成の範囲）

第7条 一般事業による医療費の助成は、対象者（第4条の規定に該当する者（前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。）をいう。以下この章において「対象者」という。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当

該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額
 - (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
 - (3) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円
- （受給資格証の交付申請）

第8条 一般事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書（別記第1号様式。以下この章において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、当該受給者証
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者証の交付）

第9条 申請書を受理した市長は、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めるときは精神障害者医療費受給資格証（別記第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を付し、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、受給資格証を交付することができるものとする。

3 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、受給資格証の有効期

間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

- 4 受給資格者は、医療機関等において医療を受ける際に受給資格証を提示しなければならない。

(受給資格証の更新申請)

第10条 受給資格証の有効期間は、受給資格証が交付された日から精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

- 2 受給資格者は、受給資格証の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格証の有効期限までに、申請書に第8条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 3 第8条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第11条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付申請書（別記第4号様式）により市長に再交付を申請することができる。

- 2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、当該受給資格証を添えなければならない。

- 3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(支給方法)

第12条 助成金の支給を受けようとする受給資格者は、奈良市精神障害者医療費助成金（一般・後期高齢者）交付請求書（別記第5号様式。以下「交付請求書」という。）に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が奈良県内の医療機関等で診療を受ける際に受給資格証を提示した場合において、当該医療機関等から提供される情報に基づき奈良県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項が通知されたときは、受給資格者から市長に前項の規定による交付請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金を交付し、不適当と認めるときは奈良市精神障害者医療

費助成金（一般・後期高齢者）交付請求却下通知書（別記第6号様式。以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

（調査）

第14条 市長は、第10条第1項に規定する有効期間中において、第8条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給資格者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第8条の規定を準用する。

（届出）

第15条 受給資格者は、氏名、住所、加入医療保険若しくは口座の変更又は障害等級の変更若しくは資格喪失があったときは、受給資格証に奈良市一般精神障害者医療費助成金変更届（別記第7号様式）を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業

（助成要件）

第16条 第2条第2号に掲げる事業（以下「後期高齢者事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。）で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）であるものとする。

- (1) 本市内に住所を有する者（病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

（住所地特例）

第17条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

（適用除外）

第18条 第16条の規定にかかわらず、奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実

施規則（平成27年奈良市規則第91号）により医療費の助成を受けることができる者は、後期高齢者事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（助成の範囲）

第19条 後期高齢者事業による医療費の助成は、後期高齢者事業の対象者（第16条の規定に該当する者（前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。）をいう。以下この章において「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は高齢者医療確保法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上以上の入院に係る医療費については、1,000円

（受給資格の認定申請）

第20条 後期高齢者事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定（更新）申請書（別記第8号様式。以下この章において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、当該受給者証
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給資格の通知）

第21条 申請書を受理した市長は、これを審査し、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めたときは、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認

定通知書（別記第9号様式）を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を付し、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請却下通知書（別記第10号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、前項の受給資格認定通知書を交付することができるものとする。

（受給資格の認定の更新申請）

第22条 後期高齢者事業の受給資格の認定期間は、受給資格が認定された日から、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

- 2 後期高齢者事業の受給資格認定を受けた者（以下「受給認定者」という。）は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、申請書に第20条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 3 第20条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

（支給方法）

第23条 助成金の支給を受けようとする受給認定者は、交付請求書に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に自己負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が送付されたときは、後期高齢者事業による助成金の支給を受けようとする者から市長に同項の規定による交付請求書の提出があったものとみなす。

（助成金の交付）

第24条 市長は、前条の規定による交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは後期高齢者事業による助成金を交付し、不適当と認めるときは却下通知書により通知するものとする。

（調査）

第25条 市長は、第22条第1項に規定する認定期間中において、第20条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給認定者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第20条の規定を準用する。

（届出）

第26条 受給認定者は、氏名変更、住所変更、加入医療保険変更、口座変更、資格喪失が生じたときは、受給資格証に奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成金変更届（別記

第11号様式)を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業

(助成要件)

第27条 第2条第3号に掲げる事業(以下「精神通院事業」という。)により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行なわれた者を除く。)で、かつ、障害者総合支援法第58条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する医療(以下「精神通院医療」という。)に限る。)の規定により公費負担された国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したものとする。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であつて国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合もこれに含むものとする。

(1) 市内に住所を有する者(病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。)

(2) 社会保険各法の規定による被扶養者に対する助成については、その者の加入する社会保険等の被保険者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の加入する社会保険等の被保険者の扶養親族等の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。次項において「旧国民年金法施行令」という。)第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第28条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1

項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第29条 第27条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、精神通院事業により医療費の助成を受けることができない。

- (1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者（同条例第1条の2第2号に規定する乳幼児又は同条第4号に規定する児童（以下「児童」という。）で外来療養に係る助成を受けているもの及び就学児のうち児童を除くものを除く。）
- (2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者（外来療養に係る助成を受けている者を除く。）
- (3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 一般事業又は後期高齢者事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第30条 精神通院事業による医療費の助成は、精神通院事業の対象者（第27条の規定に該当する者（前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。）をいう。以下この章において「対象者」という。）の疾病について国民健康保険法、社会保険各法、高齢者医療確保法その他法令の規定により医療に関する給付が行なわれた場合における医療費であつて、障害者総合支援法第58条の規定により公費負担された精神通院医療に係る医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を控除した額に相当する額とする。ただし、対象者が高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であつて国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合もこれに含むものとする。

(支給方法)

第31条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書（別記第12号様式。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類及び領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添

えて、市長に提出しなければならない。この場合において、対象者の保護者等が本人に代わって医療費を負担したときは、受診月1月分につき一度を限度として助成金の交付を申請できるものとする。

- (1) 社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、第27条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の写し
- (3) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（助成金の交付）

第32条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、審査の上適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付決定通知書（別記第13号様式）により通知するとともに助成金を交付するものとし、不適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請却下通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（調査）

第33条 市長は、第31条第1項の申請をした後の助成金を交付される者の状況について、受給資格者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めることができる。この場合において、第31条の規定を準用する。

第5章 雑則

（受給台帳の整備）

第34条 市長は、助成内容等について台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第35条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第36条 偽りその他不正の手段によって助成金の支給を受けた者があつたときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第37条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告)

第38条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事業により医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。